平成２１年（フ）第５６３号
新潟県新潟市東区新石山２丁目13番地１　うつぎ354号
債務者　栗林　雄二
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５７３号
新潟県五泉市土堀276番地
債務者　五十嵐キヨ
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５８８号
新潟県新潟市中央区南笹口１丁目９番４号
債務者　五十嵐芳光
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６０５号
新潟県新潟市西区真砂１丁目21番27号　パンション真砂206号
債務者　犬塚　秀幸
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６１６号
新潟県新潟市東区船江町１丁目47番64号
債務者　木村　勇貴
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６１９号
新潟県新潟市東区牡丹山１丁目29番16号
債務者　川崎利津子
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６２３号
新潟県新潟市中央区高志１丁目21番２―402号
債務者　小林　　哲
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５３６号
金沢市畝田中４丁目60番地
債務者　農作　昌明
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第５３７号
金沢市畝田中４丁目60番地
債務者　農作　清美
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第５４９号
金沢市みずき１丁目126番地
債務者　米永　孝弘
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第５５０号
金沢市山科２丁目９番２号
債務者　宮谷　研也
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第５５５号
金沢市松島２丁目30番地　エクセレントハイツⅠ―402号、従前の住所金沢市神野町東122番地
債務者　杉野　静香
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第５５８号
石川県かほく市宇気ツ５番地34
債務者　髙田　友子
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第５６５号
石川県白山市宮永市町49番地１、住民票上の住所石川県白山市倉部町1075番地６
債務者　本尾　雅之
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第５６６号
石川県白山市宮永市町49番地１、住民票上の住所石川県白山市倉部町1075番地６
債務者　本尾寿美子
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第４６１号
静岡県御殿場市新橋1694番地の２　ハウス森本２Ｆ
債務者　松浦　陽子
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第４６６号
静岡県伊豆市修善寺261番地
債務者　石渡　達也
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係